

## 令和3年度 知名町立田皆中学校の部活動に係る活動方針

### 1 方針策定の趣旨

- (1) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

### 2 部活動の方針の策定等

- (1) 校長は毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、顧問はそれを元に年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

### 3 適切な指導の実施

- (1) 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を理解する。
- (3) 部活動の指導者は、生徒の体力を向上させながら、生涯を通じてスポーツ活動に親しむ基礎を培い、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう指導する。  
その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的（合理的でかつ効率的・効果的）なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。  
また、目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとらわれることなく、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、スポーツの多様な楽しみ方ができるよう配慮する。
- (4) 部活動の指導者は、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。また、生徒自身が自分の体調等に応じた活動について部活動の指導者と意見の交換ができる雰囲気づくりを行う。
- (5) 部活動の指導者は、生徒主体のキャプテン会議や部活動ごとのミーティングを定期的に設けるなど、生徒の主体性を尊重し、生徒と共に学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。

### 4 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
  - ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をほかの日に振り替える。）
  - イ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (2) 活動時間の設定  
1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 参加・出場する大会等の上限

ア 中体連主催の大会以外の各種大会等への参加については、過度にならないよう十分に精選し、保護者の負担を十分に考慮し、生徒、保護者の理解を得て参加する。

イ 運動部が年間に参加・出場する大会等は、中体連及び競技団体等が主催する大会を合わせて12回を上限とする。

5 留意点

(1) 校長は、年間・毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度にならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

(2) 校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理を行う。

(3) 活動及び大会への参加については、新型コロナウイルス感染症拡大防止についての対策を十分に行う。